

香美市 出産・子育て応援ギフトのご案内

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と育児用品の購入や子育てに係る費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

伴走型相談支援

- 面談実施のタイミング
 - ①妊娠届出時
 - ②妊娠8か月頃
(アンケートに回答後、希望者に面談)
 - ③出生届出後
- 面談の対象者
妊婦・産婦

経済的支援

- 出産応援ギフト
妊婦1人あたり5万円(現金)
- 子育て応援ギフト
児童1人あたり5万円(現金)
- 支給方法
申請時に指定した銀行口座に振込

* 出産応援ギフトの申請前にご出産された方には、出生届出後の面談をもって「出産・子育て応援ギフト」として一括で10万円を給付いたします。

○給付対象者

以下の要件にすべて該当する方

1. 令和5年2月1日以降に生まれたお子様を養育し、現在も香美市に住民登録がある方
2. 出生の届出をして面談を受けた方
3. 他の市区町村から今回の給金事業と同様の趣旨による支給を受けていない方

○申請方法

申請は、下記①、②の方法のうちどちらかにより行ってください。審査の結果、受給対象となる場合は給付いたします。

①申請書(紙)による申請

本市が発行する申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒にて申請してください。なお、提出書類は下記のとおりです。

- ・申請書
- ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の写し
- ・振込先口座番号及び口座名義がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

②マイナポータル(ぴったリサービス)からの電子申請

登録済の公金受取口座情報利用を希望される方は、マイナポータルによる電子申請が可能です。この場合、振込先金融機関口座確認書類等の添付は不要です。

○申請者

今回の応援ギフトは出産育児に関するアンケートの回答に基づいた相談支援を同時に行うため、原則対象児童の母親が申請者となります。やむを得ない事情がある場合、子育て応援ギフトに限り養育する父親名義で申請ができます。

○給付方法

申請書に記載された指定の金融機関口座にまとめて振り込まれます。

* 申請後、振込まで約2~3週間の予定です。

振込通知書は送付しませんので、ご自身で入金確認をお願いします。